

5 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成27年分は平成28年2月18日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができない。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	合計
大阪市内	1, 152 所	1, 082 所	1, 025 所	3, 259 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	合計
大阪 市内	調査実人員	23, 716 人	21, 334 人	21, 309 人	66, 359 人
	母集団復元後	約 95.5 万人	約 90.1 万人	約 85.1 万人	約 270.7 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数 ○実労働日数
- 雇用形態
 - ・ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ・ 常用労働者 100 人以上を雇用する企業に限る。
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額
 - ※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

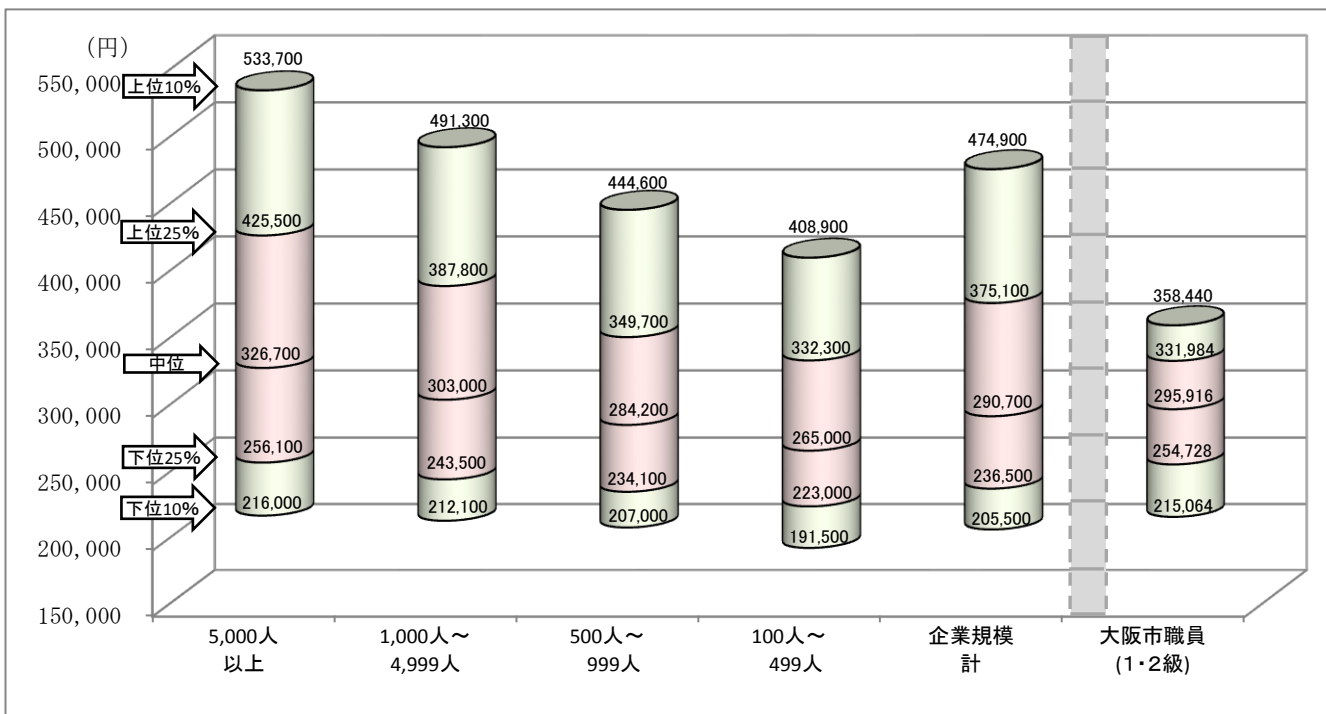
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	5月初旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成25年から平成27年までの合計 大阪市：母集団 約59.1万人 調査実人員 57,162人 ⇒抽出率 約9.7%	平成25年から平成27年までの合計 大阪市：母集団 約270.7万人 調査実人員 66,359人 ⇒抽出率 約2.5%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態*	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 28 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	533,700円	491,300円	444,600円	408,900円	474,900円	358,440円
上位25%	425,500円	387,800円	349,700円	332,300円	375,100円	331,984円
中位	326,700円	303,000円	284,200円	265,000円	290,700円	295,916円
下位25%	256,100円	243,500円	234,100円	223,000円	236,500円	254,728円
下位10%	216,000円	212,100円	207,000円	191,500円	205,500円	215,064円

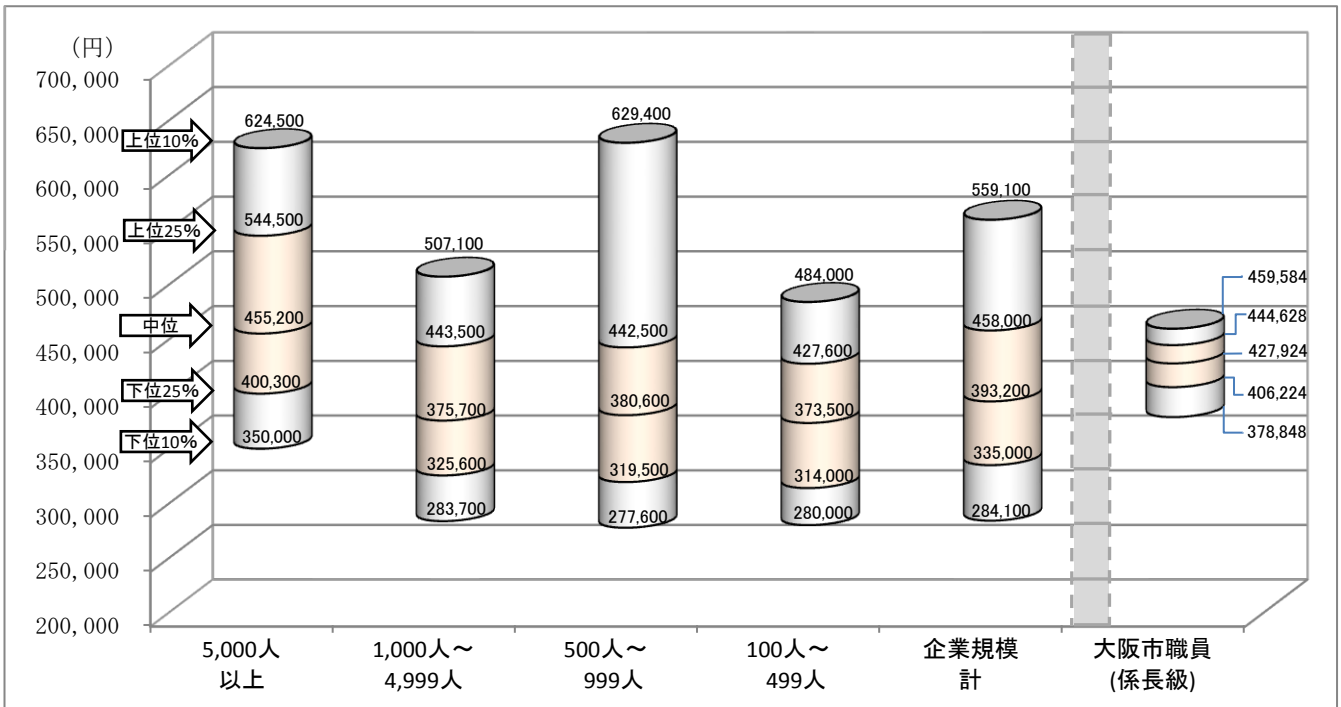
- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成25年から平成27年までの3年間の調査データで算出した。
 (以下、第31表までにおいて同じ。)
2. 民間企業従業員の給与月額はいままで支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
 (以下、第31表までにおいて同じ。)
3. 大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の平成28年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。(以下、第31表までにおいて同じ。)

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

- ①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
- ②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
- ④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
- ⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額

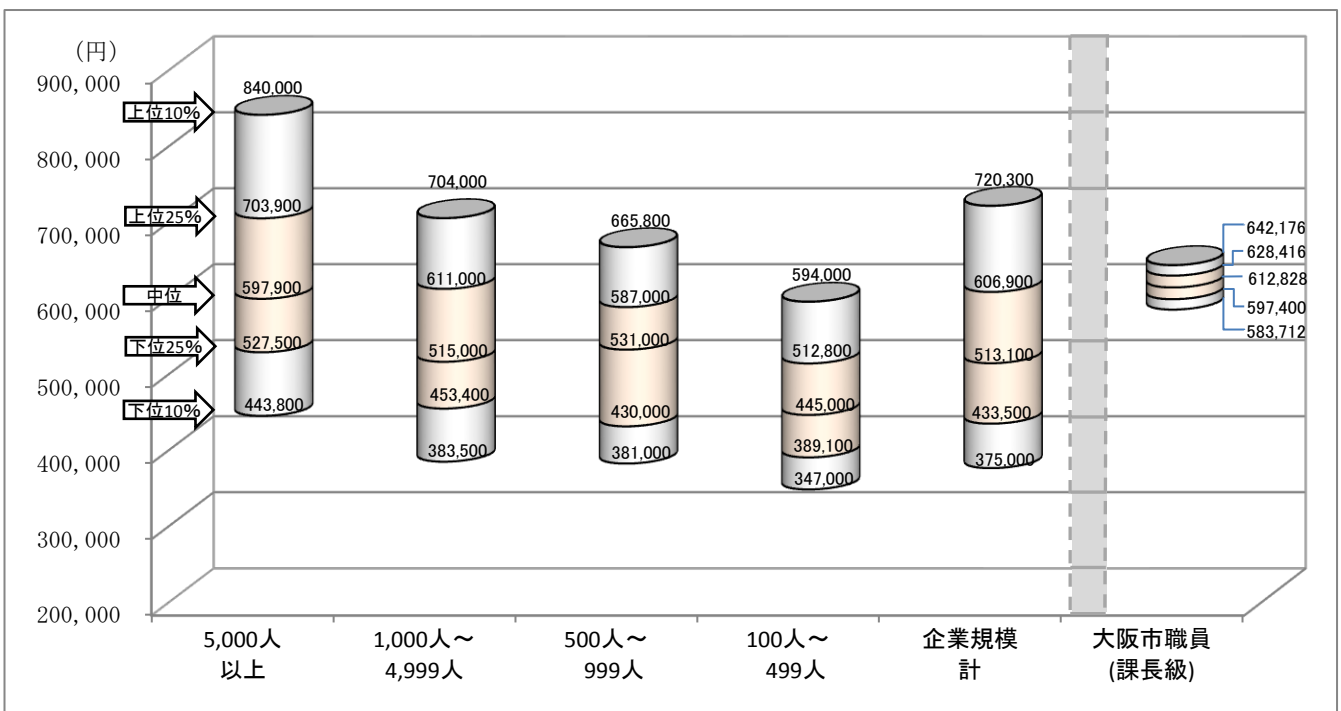
以下、第31表までにおいて同じ。

第 29 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



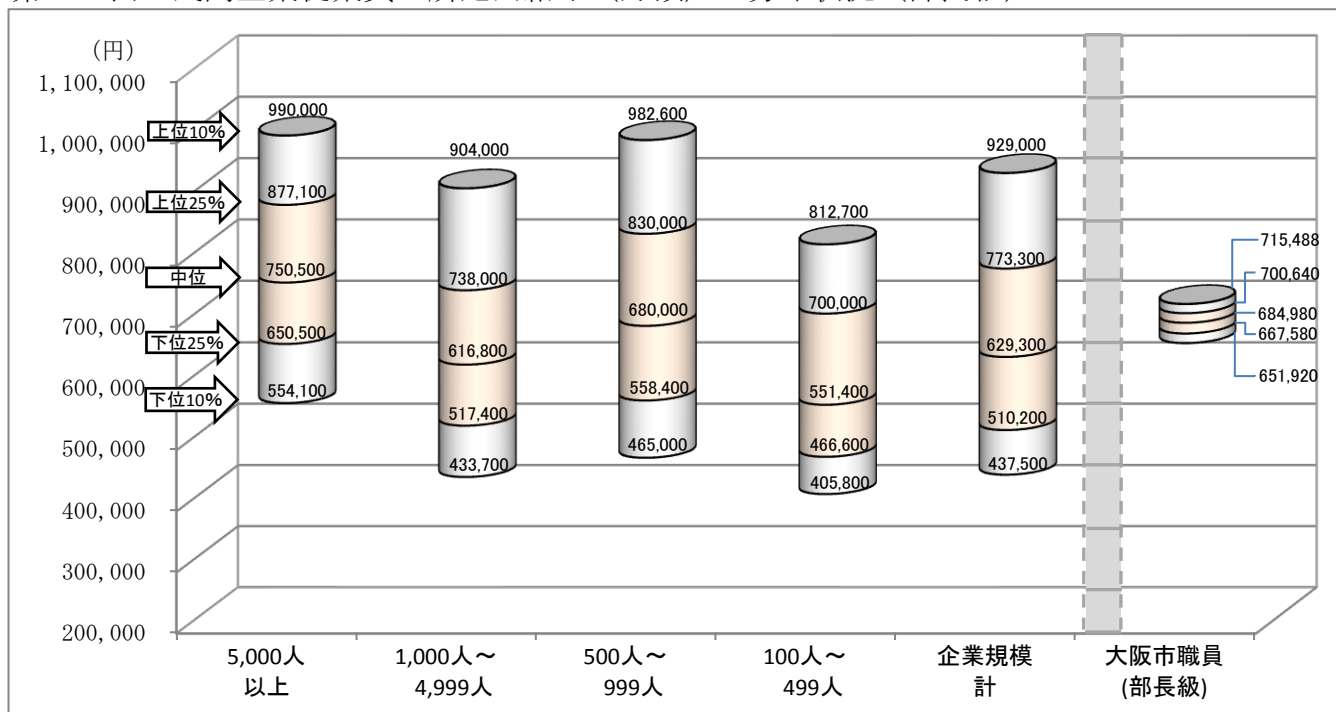
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	624,500円	507,100円	629,400円	484,000円	559,100円	459,584円
上位25%	544,500円	443,500円	442,500円	427,600円	458,000円	444,628円
中位	455,200円	375,700円	380,600円	373,500円	393,200円	427,924円
下位25%	400,300円	325,600円	319,500円	314,000円	335,000円	406,224円
下位10%	350,000円	283,700円	277,600円	280,000円	284,100円	378,848円

第 30 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	840,000円	704,000円	665,800円	594,000円	720,300円	642,176円
上位25%	703,900円	611,000円	587,000円	512,800円	606,900円	628,416円
中位	597,900円	515,000円	531,000円	445,000円	513,100円	612,828円
下位25%	527,500円	453,400円	430,000円	389,100円	433,500円	597,400円
下位10%	443,800円	383,500円	381,000円	347,000円	375,000円	583,712円

第 31 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	990,000円	904,000円	982,600円	812,700円	929,000円	715,488円
上位25%	877,100円	738,000円	830,000円	700,000円	773,300円	700,640円
中位	750,500円	616,800円	680,000円	551,400円	629,300円	684,980円
下位25%	650,500円	517,400円	558,400円	466,600円	510,200円	667,580円
下位10%	554,100円	433,700円	465,000円	405,800円	437,500円	651,920円

第 32 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

その1 給与減額措置前

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	690,053円	45～47歳	22～24年	599,964円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	821,529円	45～47歳	22～24年	670,972円
	1,000～ 4,999人の企業			749,418円			547,575円
	500～999人の企業			665,874円			590,830円
	100～499人の企業			702,161円			524,342円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 131,476円	45～47歳	22～24年	▲ 71,008円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 59,365円			52,389円
	500～999人の企業			24,179円			9,134円
	100～499人の企業			▲ 12,108円			75,622円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	377,086円	29～31歳	6～8年	282,675円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	458,839円	29～31歳	6～8年	318,559円
	1,000～ 4,999人の企業			370,453円			290,395円
	500～999人の企業			387,086円			295,991円
	100～499人の企業			384,140円			281,540円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 81,753円	29～31歳	6～8年	▲ 35,884円
	1,000～ 4,999人の企業			6,633円			▲ 7,720円
	500～999人の企業			▲ 10,000円			▲ 13,316円
	100～499人の企業			▲ 7,054円			1,135円

- （注）1. 年齢及び勤続年数は、本市職員及び民間企業従業員の平均及び在職者数の多い階層を考慮して設定している。（その2において同じ。）
2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成25年から平成27年までの3年間の調査データで算出した。（その2において同じ。）
3. 民間企業従業員の平均給与月額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。（その2において同じ。）
4. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成28年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	658,860円	45～47歳	22～24年	572,949円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	821,529円	45～47歳	22～24年	670,972円
	1,000～ 4,999人の企業			749,418円			547,575円
	500～999人の企業			665,874円			590,830円
	100～499人の企業			702,161円			524,342円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 162,669円	45～47歳	22～24年	▲ 98,023円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 90,558円			25,374円
	500～999人の企業			▲ 7,014円			▲ 17,881円
	100～499人の企業			▲ 43,301円			48,607円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	366,266円	29～31歳	6～8年	277,772円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	458,839円	29～31歳	6～8年	318,559円
	1,000～ 4,999人の企業			370,453円			290,395円
	500～999人の企業			387,086円			295,991円
	100～499人の企業			384,140円			281,540円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 92,573円	29～31歳	6～8年	▲ 40,787円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 4,187円			▲ 12,623円
	500～999人の企業			▲ 20,820円			▲ 18,219円
	100～499人の企業			▲ 17,874円			▲ 3,768円

- (注) 1. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成28年4月1日現在における給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
2. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲6.5%、部長級・課長級▲5.5%、課長代理級以下▲1.5%～▲4.5%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。